

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t

2025.7
通巻 第171号



contents

- 令和7年度通常総会 1
- 会長ご挨拶 2
- 祝辞 3
- 就任のご挨拶 4
- 令和6年度事業報告 9
- 令和7年度事業計画 14
- 理事会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 19
- 令和7年度第1回中予支部研修会に出席して 20
- 社会保険関係等研修会に参加して 21
- 帝京第五高等学校出前授業に参加して 22
- 新入会員紹介 23



愛媛県社会保険労務士会

令和7年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和7年6月18日午後2時より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和7年度通常総会が開催された。

武田副会長の開会宣言の後、中井会長からの挨拶があり、名本愛媛県労政雇用課長をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には東予支部鳥井哲也会員、副議長に中予支部一橋克也会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について説明がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第8号議案についてすべて原案通り承認された。

議事 第1号議案	令和6年度事業報告承認の件
第2号議案	令和6年度決算報告承認の件（監査報告）
第3号議案	令和7年度事業計画案審議に関する件
第4号議案	令和7年度収入支出予算案審議に関する件
第5号議案	愛媛県社会保険労務士会会則一部改正案審議に関する件
第6号議案	理事及び監事の選任に関する件
第7号議案	会長の選任に関する件
第8号議案	会長推薦理事の選任に関する件

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県経済労働部 産業雇用局労政雇用課	課長	名本 秀幸
四国厚生支局	局長	榎本 芳人
ク 年金管理課	課長	土崎 武志
愛媛労働局	局長	常盤 剛史
ク 総務部	部長	大坪 祥一
ク 労働基準部	部長	佐藤 明士
ク 労働基準部監督課	課長	加藤 健太
日本年金機構松山東年金事務所	所長	柿原ひとみ
ク 松山西年金事務所	所長	藤岡 英司
松山市産業経済部 ふるさと納税・経営支援課	主幹	小笠原啓介
全国社会保険労務士会連合会	副会長	杉田 貴信
愛媛大学	学長	仁科 弘重
松山大学	法学部教授	
全国社会保険労務士会連合会	理事	
社会保険労務士総合研究機構	所長	村田 肇之
愛媛県司法書士会	副会長	松並 直人
愛媛県行政書士会	理事	宮川 晶子
愛媛弁護士会	副会長	重松 大輔
日本司法支援センター愛媛地方事務所 (法テラス愛媛)	所長	山下 清
愛媛県土地家屋調査士会	理事	青田 宏之
公益社団法人 愛媛県不動産鑑定士協会	副会長	高橋 宏明
一般社団法人 愛媛県中小企業診断士協会	会長	多田 稔
公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部	支部長	木藤 環
一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	支部事務局長	山下 博三
公益社団法人 愛媛労働基準協会	専務理事	真鍋 俊正
参議院議員 山本 順三		
衆議院議員 塩崎 彰久		
衆議院議員 長谷川淳二		
参議院議員 山本 博司		





ご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会長 中井 康策

去る6月18日に開催された令和7年度通常総会において、引き続き会長に再任されました。これまでの2期4年間、多くの会員の皆様の温かいご支援とご協力に支えられ、無事に職責を果たすことができました。改めて深く感謝申し上げます。今回で3期目となります。初心に立ち返って、愛媛県社会保険労務士会のさらなる発展と社会保険労務士制度の価値向上に力を尽くしてまいります。

さて、私たち社会保険労務士を取り巻く環境は、今まさに大きな変化の時を迎えてます。労働力不足、働き方の多様化、メンタルヘルスやハラスマント問題など、労務管理の課題が複雑化する中で、社労士の専門性と実践力が一層求められています。こうした流れを受け、先の通常国会では第9次社会保険労務士法改正が実現し、「使命規定の創設」及び「労務監査業務の明記」という、制度上極めて重要な前進がありました。

とりわけ労務監査業務の明記は、企業の労務管理体制の客観的評価と改善を専門職として担うことを、制度的に裏付けるものであり、私たち社労士が中立的かつ信頼性の高い第三者として、人権や働き方に関するリスクの予防・是正を支援していく意義が一層高まつたといえます。

このような背景のもと、近年国際的に関心が高まる「ビジネスと人権」への対応も私たち社労士が果たすべき新たな役割の一つとして注目されています。企業における人権尊重の取組みを労務管理の視点から的確に支援できる「ビジネスと人権推進社労士（BHR推進社労士）」の養成と、その活躍に向けた支援を今年度も継続して進めてまいります。

あわせて、今年度は、本年3月4日に愛媛大学と締結した連携協力協定に基づき、産学連携による事業の具体化を進めてまいります。ワークルール教育、キャリア支援、地域人材の育成など教育機関と連携した新たな取組みを通じて、社労士の専門性を次世代へつなぐ足がかりにしたいと考えています。

また、厚生労働省からの委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」については、全国社会保険労務士会連合会が受託し、全国47都道府県で展開される中で、「愛媛働き方改革推進センター」も連合会が運営することとなりました。当センターの運営には愛媛県会会員も関わっており、当会としても、引き続き支援と協力に努めてまいります。

さらに、社会保険労務士法制定55周年の記念事業として始まった「海岸清掃ボランティア」は、第3回目となる今年度も実施し、社会貢献と会員交流の定着を図ってまいりますので、多数の会員の皆様のご参加をお願いいたします。

変化の時代を力強く乗り越えていくために、今後とも皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、再任のご挨拶とさせていただきます。



祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

令和7年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、中井会長、役員の先生方をはじめ、会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今の社会経済情勢について、私たちの社会においてさまざまな課題が顕在化し、改めてその根本的な対応が問われる年となっております。国内では、人口減少と高齢化が同時に進行し、地域社会の活力や労働力の確保に深刻な影響を与えております。特に中小企業においては、慢性的な人手不足や、担い手の育成と継承の難しさが顕著であり、これまでの制度や慣行の見直しが急務となっております。

加えて、生成AIをはじめとする新たなテクノロジーが急速に普及する一方で、業務の自動化や情報管理に伴う倫理的・法的課題も複雑化しており、社会全体としての理解と制度整備が求められております。

さらに、国際的には、米国において再び強硬な通商政策、いわゆる「トランプ関税」が再浮上しており、主要国間の貿易摩擦が再燃する懸念が広がっております。これにより、世界的なサプライチェーンの不安定化やコスト増が生じ、わが国の製造業や輸出産業にも多大な影響を与える可能性がございます。こうした国際経済の不確実性は、輸出依存度の高い産業だけでなく、地域の中小企業や労働環境にも波及する恐れがあることから、より柔軟かつ戦略的な対応が求められています。

政治、経済、社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなさるとの認識のもと、我々社労士は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、使命感を持って業務にあたらなければなりません。

同時に、連合会においては、連合会のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、社労士制度の更なる発展に資する各種の事業に着実な成果が得られるよう、都道府県会の皆様のお力添えをいただきながら、使命感を持って引き続き各種事業を展開してまいります。

併せて、現在、全国の会員の皆様と一丸となって進めてまいりました第九次社会保険労務士法改正を成就すべく、全国社会保険労務士政治連盟とともに、あらゆる活動を展開しているところであります。皆様方におかれましても、実現に向けて心を一つに最大限のお力添えを頂きますようお願い申し上げます。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げ、私のご挨拶といたします。



就任のご挨拶

副会長／東予支部長 赤星 寛

このたび、引き続き愛媛県社会保険労務士会の副会長を拝命し、また東予支部長も兼務させていただくこととなりました、赤星寛です。常任理事としても3期目となり、「もうそろそろ他の人にバトンを渡しても…」という声が自分の中から聞こえてきております（笑）。とはいって、こうして再びお引き受けするからには、これまで以上に会の発展と会員の皆さまの活動支援に尽力する所存です。会員の皆さまのご信任に心より感謝申し上げます。

これまでの任期中、県会の運営や支部活動において、皆さまのお力添えを賜りながら、微力ながら務めてまいりました。特に、行政との連携を意識した活動や、支部の厚生事業に注力してきたところでございます。

社会保険労務士を取り巻く環境は、引き続き大きく変化し続けています。その中にあって、専門職としての使命感と柔軟な対応力がより一層求められていることを実感しております。

今期は、私にとって副会長、また東予支部長としての一区切りをつける任期と位置づけております。これまでの経験を活かし、次代への橋渡しができるよう、責任を持って務めてまいる所存です。特に、東予支部においては地域の実情に即した支援と行政との連携強化に、引き続き尽力してまいります。

どうか今後とも、変わらぬご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



就任のご挨拶

副会長／事業委員長 越智 由希子

このたび、副会長及び事業委員長を拝命いたしました越智由希子です。身に余る大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでいっぱいです。

私にとって、社会保険労務士という仕事は、人生の転機となった大切な職業です。実務の中で多くの人と出会い、問題に向き合いながら、自らの専門性を磨く中で、喜びと使命感を感じてまいりました。そして何より、この資格に出会い、支えてくださる先輩方や仲間とのつながりがあったからこそ、今の自分があります。このご縁と温かさに深く感謝し、今度は自分が少しでも恩返しをしていきたいという思いでおります。

事業委員会においては、社会保険労務士の地位向上や職域拡大に資する取り組みを推進するとともに、全国社会保険労務士会連合会や関係行政機関が行う各種事業にも積極的に協力してまいります。特に、新たに登録された先生方にも行政協力に参加していただけるよう、機会の確保やフォローライフ体制の整備を進め、社労士としての社会的役割を体感していただき、「社労士になってよかった」と感じていただけけるような機会を増やしていきたいと考えています。

これから約2年間、皆様のご指導・ご協力をいただきながら、精一杯努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

副会長／業務監察・広報委員長 猪 羽 由 秀

この度副会長及び業務監察・広報委員長を拝命しました猪羽由秀と申します。この様な役職を仰せつかり、重責に身の引き締まる思いです。

諸先輩方の築き上げてくださった歴史と伝統のあるこの会を、更に発展させることができるように取り組んで参ります。

時代は大きな変革の時期に入っています。

これまでの働き方が大きく変わり、テレワークやリモート会議を実施するためのデジタル化への転換やAIの導入、様々な生活様式に対応する柔軟で多様な働き方の導入が進んでいます。

しかし、本当に大切なものは今も昔も変わりません。

人が人を想う事こそが、「人を大切にする企業づくり」に繋がり、その上で人を大切にする社会の実現を目指すことが社労士としての使命であると考えます。

そのためには、デジタルやAI技術では置き換えることのできない人としての社労士が技術と共に存し、業務の効率化を図りながらも、人と人の直接の関わりの中で対応する必要があります。

上記の考えと同様に、社労士会も効率化は必要ですが、それと同様に会員の皆様と直接お会いし、一緒に様々な事業を行う中でより良いものを生み出していきたいと考えております。

この会の主役は皆様お一人おひとりです。

そのため、行事・研修会・イベント等に何卒ご参加いただければ幸いです。

微力ではございますが力を尽くしてまいりますので、お力添えの程どうぞよろしくお願い致します。



就任のご挨拶

常任理事／財務委員長 栗 田 欣 典

この度、財務委員長を拝命しました中予支部の栗田欣典です。

財務委員会は、県会の活動を円滑に進めるため、予算・決算書の作成をはじめとする財務運営に関する事項をお預かりする委員会になります。

近年の物価高騰が続く状況ではございますが、適正な予算に基づいた効率的かつ透明性の高い財務運営を心がけ、これまで連綿と受け継がれてきた財務基盤の安定に努めてまいりたいと思います。また、1期2年となることから、2年間を通じた取り組みを意識するとともに、各支部、委員会の皆様との連携を密にし、財務面から県会の発展に貢献してまいりたいと思います。何卒ご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事／総務委員長 小浦佳子

このたび、常任理事及び総務委員長を拝命いたしました中予支部の小浦佳子です。微力ではございますが、皆さまのお力を借りしながら責務を全うしてまいりたいと存じます。

総務委員会は、県会全体の円滑な運営を支える重要な役割を担っております。

主な所掌事項は、年4回の会報発行、県会ホームページに関する事項、会則等の整備、その他委員会に属さない事項についてなどがあります。

会報につきましては、会員一人ひとりの声や活動を形にして、皆様にお届けさせていただきたいと思っていますので、執筆依頼をお願いした際には、皆様からのより良いお返事をお待ちしております。そして、ホームページにつきましても外部への情報発信の場として、幅広い活動をアピールしていきたいと思います。

初めての委員長という大役には未熟ではございますが、会員の皆様のお力を借りしながら社労士会のお役に立てるよう努めて参りたいと思います。何卒ご協力ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事 武田一展

この度、常任理事を拝命いたしました武田一展です。今期は県会の役員としては支部長、委員長などの役職から離れて、政治連盟の方で会長を務めさせていただきます。県会と政治連盟は相互に協力し合いそれぞれの組織の発展に寄与していくなければなりません。県会の運営方針をしっかりと理解し、政治連盟の活動につなげていける様、又、政治連盟の活動を県会会員に周知して、より一層ご支援を頂ける関係性を構築できるように、橋渡し役として皆様と共に歩んでいきたいと考えております。至らぬ点がありましたら遠慮なくご指導ご鞭撻を賜ります様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事／研修委員長 新木本 恵美

前期から引き続き研修委員長を拝命しました中予支部の新木本恵美です。この2年間でやってみたい研修のネタも出し尽くしてしまった感はありますが、刻々と変わる時流の中で社労士が身につけておいた方が良いと思われる知識や情報を提供できるような研修を企画していくよう、研修委員会のメンバーと検討していきたいと思います。

研修を企画する者としては、たくさんの会員の皆様にご参加いただけることが最大のご褒美です。おまけに「研修良かったよー」などと声をかけていただけると喜びもひとしおです。多くの会員の方に、これは面白そうだなと思っていただける様な企画をしていこうと思いますので、是非ぜひ、できれば会場にお越しいただきライブでご参加いただければと思います。

副委員長と委員6名共々、2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。



就任のご挨拶

常任理事／中予支部長 宮部 義久

この度、中予支部長を拝命いたしました宮部義久と申します。当支部は会員数が県会会員数の約65%を占める最も大きな支部ということで、支部長という重責を担うこととなり、身が引き締まる思いでおります。過去、幹事として中予支部の運営に関わさせていただいた際には、毎年毎年、厚生事業の余興を必死で考え皆様に楽しんでいただけるよう尽力していたことが今でも鮮明に思い出されます。過去の経験を踏まえ、ただ前例に倣うだけではなく、各会員が、より支部事業に参加していただけるような環境作りに力を入れていきたいと考えています。

在任中のテーマ

- ・過去の良いところを受け継ぎ、時流に応じた支部運営方法を模索し次代へ繋ぐ
- ・中予支部会員の支部事業への参加率向上（特に、新規入会者の参加促進）
- ・昭和の楽しさ、懐かしさを思い出す厚生事業（仮）

私が入会した頃は、支部会に出席して先輩方に顔を覚えていただき、仕事が少ない時期にはご飯をごちそうになり、業務で困った際には多くの知恵をお借りしました。その中でも特に倫理観については熱心にご指導いただきました。

また、社労士会は強制加入制であり、支部運営にも誰かが関わる必要があります。そのため、運営に関わりたいと思っていただける会員が増えていくことが、私の大きな目標です。支部の活動は、会員一人ひとりの協力があってこそ成り立つものです。今後も皆様と共に良い支部を作り上げていけるよう力を合わせていきたいと考えております。これからも温かいご支援、過去最大のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事／南予支部長 三好 研治

このたび常任理事と南予支部長を拝命いたしました、南予支部の三好と申します。微力ではありますが、県会の発展と会員の皆様の支援に尽力してまいりますので、何卒宜しくお願ひ致します。

私は平成16年9月に開業しましたので、開業して20年が経過しました。この20年で労働環境を取り巻く状況は複雑化し、多様な問題が山積です。そうした中で、社会保険労務士の役割も重要性を増してきております。書類を手書きで作成していた時代から電子申請があたりまえの時代となり、RPAや生成AIを活用しながらの業務改善や、生産性の向上を強く求められる時代となっております。この変化に柔軟に対応しながら、社労士の職責を全うし、顧問先企業発展のための提案をしながら事務所の運営をしていく必要があります。

会員の皆様の声に耳を傾け、実務に即した支援体制の整備や制度の改善に取り組んでいきたいと思っております。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

全国社会保険労務士会連合会共済会福利厚生制度

全国社会保険労務士会連合会共済会は、会員の皆様の福利厚生のため、さまざまな商品をご用意しておりますので、会員の皆様に安心して業務にお取り組みいただけるよう、ご活用ください。

資料請求はインターネットから可能です

全国社会保険労務士会連合会共済会ホームページ
よりアクセスできます。
<https://www.shakaihokenroumushi.jp/tqid/495/Default.aspx>



全国社会保険労務士会連合会
共済会

お知らせ

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

関与先企業向け
サイバーリスク保険 募集中！！

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010(受付:平日9時~17時)
・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡しいたします。保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

[事務幹事代理店]有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2025年1月作成 24TC-006023

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

令和6年は、1月1日の能登半島地震で幕を開け、4月には豊後水道を震源とする地震が発生し、その後も大雨や大雪による災害、山林火災など、災害や事故のニュースが多かったが、一方で、20年ぶりの新紙幣の発行や石破内閣の発足など、新たな時代への変化を予想させる出来事が国民の関心を集めた1年でもあった。

こうした中にあって、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においても、従来から実施している事業を着実に推進するとともに、11月には松山市において中国・四国地域協議会を開催し、各県会における課題について情報を共有し、幅広い意見交換を行った。また、新たな取り組みとして、3月4日には国立大学法人愛媛大学と連携協力に関する協定を締結し、様々な社会、地域課題を解決し、地域の更なる活性化と持続可能な社会の実現を目指すとともに、若年層への社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度の浸透を図ることとした。さらに、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）主導の下、登録事務のオンライン化が始動し会員の利便性向上が図られたところである。

関係行政機関に対しては、要請に基づき各種窓口に社労士を派遣するなど、行政機関に協力して事業者や労働者の支援に努めるとともに、連合会の事業の大きな柱である「ビジネスと人権」と社労士の役割研修に協力し、中国・四国地域協議会が開催した研修会に予定を超える会員の参加を得たところである。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、令和6年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報の充実を図り、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」となることを目指し、サークル活動の紹介や、入会して間もない会員の紹介を続けるとともに、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をしていただけるよう、より多くの会員から寄稿していただくよう努めた。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載した。
- (3) ホームページの会員専用ページから研修会の申込や、資料・レジュメなどが閲覧出来るようにデジタル化を図った。
- (4) 必要に応じて会則などの変更を行った。

2. 財務委員会

- 健全な財政運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

(1) 広報普及事業について

愛媛会主催で、社労士制度推進月間に県下5か所で無料相談会を開催、一般市民からの相談に応じるとともに、名入りのティッシュペーパー等を配布するなど積極的に社労士、社労士制度及び愛媛会設置の機関等についてPRを行った。

(2) 社会貢献事業について

高等学校での出前事業を目標8校としていたが、大雪による中止もあり目標を下回る2校（3回）で実施した。

(3) 行政協力について

各種セミナーへの講師派遣に応じて講師を派遣するなど、行政からの協力依頼に積極的に協力した。

4. 研修委員会

(1) 必須研修について

令和6年度は必須研修会を2回開催した。1回目の必須研修会は、令和6年9月13日に、「他士業とのクロスオーバー研修～他士業の先生と実務の交わりを深める～」をテーマに講義「外国人労働者の入管・就労手続きの実務」パネルディスカッション「行政書士、税理士、社会保険労務士で外国人人関係の知識を深める」「弁護士、税理士、社会保険労務士で労働問題と賃金等支払いについて知識を深める」を、行政書士 永易 里香氏、税理士 藤本 康城氏、弁護士 和田 資篤氏を講師に招いて実施した。

〔参加者：144名（会場54名、オンライン90名）、研修後アンケート：回答27名〕

2回目の必須研修会は、令和6年11月22日に開催し、早稲田大学法医学術院 水町勇一郎氏、愛知会 大津 章敬氏を講師に招いて「超人材採用難、賃上げ時代に求められる中小企業の人事構築支援」「働くことの歴史とデジタル化の課題」「社労士が知識として知っておいた方が良い法的側面からの留意点と今後の展望」の講演、そして講師お二人をパネラーに「法律家・水町先生×実務家・大津先生 スペシャルLIVE 愛媛バージョン」をパネルディスカッションの形式で研修を実施した。

〔参加者：194名（会場61名、オンライン133名）、研修後アンケート：回答91名〕

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により令和7年2月1日～同3月31までにeラーニングにて実施した。

〔対象者：79名〕

(3) 新規入会者及び開業準備研修について

令和4年度以降に登録及び入会した会員を対象に、新規入会者及び開業準備研修を令和7年2月28日に開催した。社労士の実務についての総論、研修委員がファシリテーターとなりグループディスカッション形式の研修で実務に必要な基礎知識の習得から職業倫理についてなど幅広いテーマで研修を実施した。

〔受講者数：10名〕

(4) 労働安全衛生管理研修について

令和7年3月19日に八木酒造への工場見学を実施し、酒造業ならではの安全衛生対策等について講義を受けた後、工場内を見学した。

〔参加者数：36名〕

(5) メンタリング制度及び自主研修会への補助について

メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。

〔メンター制度利用者：2名〕

(6) 実務研修について

1回目は、令和6年4月18日に「令和6年分所得税の定額減税の仕方」「定額減税の実務のポイント」について、松山税務署 木村 圭氏、税理士 三宅 英俊氏に講師を依頼し、2回目は、令和6年7月11日に、2024年介護・福祉系の大改正「処遇改善加算と4月から義務化BCP（業務継続計画）」について当会会員である近藤 妙氏と株式会社トゥッピー 吉田 喜久男氏に講師を依頼し、オンライン配信のみで行った。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。

今年度には業務侵害の恐れがあった事業所を委員長・副委員長が訪問し直接ヒアリングを行って是正措置を執らせた案件があった。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除ブレードの掲示とともに業務侵害の予防を図った。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。

④ 税理士会とお互いの業務侵害案件に対応できるように、年1回協議会を行うこととし、6年度は10月11日に初会合を行った。

(2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。

- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、愛媛新聞、法人会広報等への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。
- ④ 24時間テレビのCMに加え、10月の社労士制度推進月間に開催の無料相談会、愛媛マラソン等、各方面への広報活動を推進した。
- ⑤ 一昨年からの取り組みとして、公式フェイスブックを活用した広報活動を行った。
- ⑥ 昨年度55周年事業で行った海岸清掃事業を本年から継続事業とし、事業委員会と共に実行した。

6. 各支部

- (1) 東予支部
 - ① 支部会員の資質向上への取り組みとして研修会を2回開催し、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。
 - ② 行政との意見交換については、新居浜年金事務所、今治年金事務所と意見交換会を開催し、相互の理解と最新の動向把握に努め、会員間のコミュニケーションをとりながら、会務への理解と関心及び参加意識の高揚に努めた。
 - ③ 支部役員会を5回開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案等、役員全員が協力し、各々が責任をもって担当することにより、会務への理解を深めながら支部運営にあたった。
 - ④ 11月に厚生事業（徳島方面日帰り旅行）を実施し、会員相互の親睦を深めた。
- (2) 中予支部
 - ① 支部研修会（5月、10月 2回開催）は、コロナ下で希薄になりつつある会員間のコミュニケーションを図るべく、直接顔を合わせる機会の提供を重視し、オンライン受講方式は導入せず会場受講にて実施した。内容は各行政機関から講師を派遣いただき法改正情報等について講話いただいた。また、各行政機関との意見交換会等を試みたが開催まで遅れることは出来なかった。
 - ② 厚生事業として12月に忘年会を実施した。会場の調整に難航し、例年通りの道後ホテル開催を諦めて、郊外のマリベール結婚式場にて開催し送迎バスを手配したり、余興としてマジックショーを企画したり新たな試みを行った。
 - ③ 支部幹事の各人が、支部研修会のテーマ選定、企画、運営等に責任をもって担当することにより、支部運営への理解を深めた。支部役員会の開催スケジュールを事前に決定することにより役員の出席率を引き上げた。
- (3) 南予支部
 - ① 令和6年度は支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修を行うと共に、会員間の親睦を図ることを目的に厚生事業を実施した。
 - ② 5月には、宇和島市の「パフィオうわじま」において、宇和島年金事務所の協力を得て算定基礎届の説明会を行った。その後、高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部より助成金制度等について説明を頂いた。
 - ③ 9月の労働関係研修会においては、宇和島労働基準監督署及び宇和島公共職業安定所の協力をいただき、「出張時の移動時間の取扱について」「フリーランス新法について」「障害者雇用について」の研修を行った。
 - ④ 10月には、宇和島年金事務所との連絡会議を開催して、電子申請の活用状況や事業所の総合調査及び年金制度等について意見交換を行った。
 - ⑤ 10月に、会員間の親睦を図るための厚生事業を実施した。1泊2日で全国社会保険労務士会連合会の視察及び東京観光を実施した。連合会では大野連合会長との意見交換もあり、とても有意義な時間となった。
 - ⑥ 11月には、全国健康保険協会愛媛支部のご協力を頂き12月2日から運用開始予定の「マイナ保険証」に関する研修会を開催した。
 - ⑦ 3月には、愛媛労働局雇用環境均等室のご協力を頂き4月改正予定の「育児介護休業法」に関する研修会を開催した。その後支部総会を開催し、令和6年度の事業報告・決算報告、令和7年度の事業計画・予算案について報告、承認をいただいた。

7. 総合労働相談所

- (1) 相談実績
 - 平日に相談員を社労士会館に配置し個別相談に応じた。
 - 令和6年度は、来所30件、電話139件の相談があった。
- (2) 相談員研修
 - 令和6年8月28日に、松山市総合コミュニティセンターにおいて「あっせんとは？解説・補足説明」をテーマに労働紛争解決センター愛媛 薦田勉センター長が講師として、「手続き事務処理フロー説明」をテーマに藤坂 優子会員が講師として、「事例検討（モデルローブレ）」をテーマに越智成悟会員が講師として、「相談案件をADRセンターのあっせん申立てにつなげるには」をテーマに総合労働相談所 柴村 明秀所長が講師として、労働紛争解決センター愛媛と合同で研修を実施した。本研修会は相談員23名の参加があった。
 - 令和7年2月18日に、松山市総合コミュニティセンターにおいて「なんでもハラスマント！～私はストレスで太りました～」をテーマに森 孝寛会員が講師として、「ちょっと怖いハラスマント～見て見ぬふりしないで～パワハラ裁判例紹介」をテーマに宮谷 しおぶ会員が講師として、「フリーランス・事業者間取引適正化等法について」をテーマに藤坂 優子会員が講師として研修を実施した。本研修会は相談員16名の参加があった。
- 8. 労働紛争解決センター愛媛
 - (1) あっせんについて
今年度のあっせん受理件数は0件であった。
 - (2) 研修について
新型コロナの第五類感染症への移行を踏まえ、あっせん委員候補者の資質向上のために研修会を2回開催した。
 - ① 令和6年8月28日、総合労働相談所と合同で研修会を実施した。本研修の目的は、あっせん件数を増やすことにより、総合労働相談所で受けた相談のうちあっせんに適合する可能性がある案件をあっせん申立てにつなげるため、総合労働相談所相談員にもあっせん実務を知ってもらうことである。全国社会保険労務士会連合会作成のあっせん委員向け研修資料を用い、ローブレも行う実践的な内容の研修を実施した。
 - ② 令和7年3月18日、当解決センター単独であっせん委員候補者研修を実施した。前回同様連合会作成のあっせん委員向け研修資料を使用し、愛媛労働局であっせん委員を務める高橋正人ADR運営担当弁護士による講演、ローブレを中心に実施した。
 - (3) 広報活動について
総合労働相談所経由であっせん申立てに至るケースも多いことから、双方連携して広報活動を行った。
愛媛労働局主催の「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」に出席し、関係各機関との意見交換を行うとともに、当解決センターの制度・特徴について説明・周知を図った。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行なった。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、愛媛県及び市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している各種アドバイザー派遣等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (8) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。
- (4) 事務局体制を引き続き強化した。
 - ① 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ② 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。
- (6) 退会した会員から提訴された既納付会費返還訴訟については、一審の松山簡易裁判所では勝訴したが二審の松山地方裁判所では敗訴し、理事会での議論を踏まえて上告しなかったため敗訴が確定した。このことを受け、また、近隣他県の状況を鑑みて会則の変更を検討した。

令和6年度決算報告

財産目録

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,849,093	25,352,403	△ 1,503,310
未収会費	192,000	96,000	96,000
未収金	506,200	169,100	337,100
流動資産合計	24,547,293	25,617,503	△ 1,070,210
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	9,753,144	7,752,989	2,000,155
記念事業積立金	3,672,186	2,872,110	800,076
特定資産合計	13,425,330	10,625,099	2,800,231
(2) その他固定資産			
建物	33,481,088	34,488,038	△ 1,006,950
什器備品	1,303,761	268,790	1,034,971
土地	25,245,000	25,245,000	0
その他固定資産合計	60,029,849	60,001,828	28,021
固定資産合計	73,455,179	70,626,927	2,828,252
資産合計	98,002,472	96,244,430	1,758,042
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,720,765	1,958,564	△ 237,799
前受会費	336,000	264,000	72,000
預り金	280,822	466,490	△ 185,668
流動負債合計	2,337,587	2,689,054	△ 351,467
負債合計	2,337,587	2,689,054	△ 351,467
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	95,664,885	93,555,376	2,109,509
正味財産合計	(13,425,330)	(10,625,099)	(2,800,231)
負債及び正味財産合計	95,664,885	93,555,376	2,109,509
負債及び正味財産合計	98,002,472	96,244,430	1,758,042

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	149,263
預金	普通預金 伊予銀行松山駅前	一般会計	20,140,822 20,140,778
	伊予銀行本店	連合会試験事務	44
	定期預金		3,559,008
	伊予銀行松山駅前	一般会計	3,559,008
	未収会費		192,000
	未収金		506,200
	参加費	中国・四国地域協議会研修会	85,000
	参加費	労働安全衛生管理研修会	95,200
	懇親会費	第2回必須研修会	6,000
	地域連絡会開催費	県政連中国・四国地域連絡会	50,000
	分担金	ブルハイブ労働安全衛生管理研修会	270,000
流動資産合計			24,547,293
(固定資産)			
特定資産	会館維持積立金	定期預金	9,753,144
		愛媛銀行本町	9,753,144
	記念事業積立金	定期預金	3,672,186
		伊予銀行松山駅前	3,672,186
その他固定資産	建物		60,029,849
	什器備品		33,481,088
	土地		1,303,761
固定資産合計			73,455,179
資産合計			98,002,472
(流動負債)			
未払金	年金事務所謝金		1,720,765
社労士謝金			1,720,765
前受会費			336,000
預り金			280,822
所得税			216,672
連合会			64,150
流動負債合計			2,337,587
負債合計			2,337,587
正味財産			95,664,885

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	36,654,000	36,518,000	36,832,000	△314,000
入会金	750,000	710,000	655,000	55,000
会員会費	35,904,000	35,808,000	36,177,000	△369,000
事業収益	24,314,000	24,536,453	25,256,787	△720,334
年金事務所受託収入	21,814,000	21,870,469	22,572,772	△702,303
街角の年金相談センター松山(オフィス)受託収入	2,400,000	2,566,657	2,584,017	△17,360
試験事務受託収入	100,000	99,327	99,998	△671
受取負担金	3,040,000	2,350,886	3,310,321	△965,435
研修事業負担金	830,000	668,680	371,800	296,880
諸物領布斡旋収入	700,000	401,526	287,021	114,505
東予支部事業負担金	510,000	496,000	470,000	26,000
中予支部事業負担金	605,000	210,000	196,500	13,500
南予支部事業負担金	395,000	494,680	237,000	257,680
労働紛争解決センター関係費	0	80,000	100,000	△20,000
記念事業負担金収入	0	0	1,654,000	△1,654,000
受取交付金	17,523,000	18,826,234	17,908,521	917,713
連合会等交付金等収入	1,975,000	3,132,425	2,702,700	429,735
各種団体交付金等収入	15,548,000	15,693,799	15,205,821	487,978
雑収益	275,000	336,052	803,052	△467,000
受取利息	5,000	11,532	412	11,120
雑収入	270,000	324,520	802,640	△478,120
経常収益計	81,806,000	82,567,625	84,116,681	△1,549,056
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	7,554,000	7,576,000	7,576,000	0
2. 人件費支出	24,229,000	22,519,922	23,067,197	△547,275
給料手当	20,012,000	18,465,593	19,185,711	△720,118
法定福利費	3,185,000	3,106,329	2,849,486	256,843
中退共掛金	432,000	348,000	432,000	△84,000
謝金	600,000	600,000	600,000	0
3. 事業費支出	58,633,000	50,362,194	50,823,328	△461,134
研修費	5,110,000	3,050,314	2,747,615	302,699
広報宣伝費	2,750,000	1,984,403	1,541,852	442,551
総合労働相談事業費	2,000,000	1,498,794	1,378,472	120,322
労働紛争解決センター費	1,380,000	541,210	344,480	196,730
労働条件審査費	100,000	0	0	0
会報発行費	1,000,000	981,096	932,821	48,275
諸物領布斡旋費	500,000	191,960	181,142	10,818

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
行政等連絡費	200,000	64,760	68,760	△4,000
行政協力等費	21,815,000	21,694,653	22,700,124	△1,005,471
会則等整備費	200,000	80,850	84,150	△3,300
会員厚生費	500,000	455,780	271,070	184,710
名簿発行費	300,000	217,800	257,734	△39,934
表彰費	100,000	36,600	60,000	△23,400
東予支部費	1,650,000	1,218,669	1,054,969	163,700
中予支部費	2,000,000	1,219,639	995,376	224,263
南予支部費	795,000	889,821	585,419	304,402
租税公課	2,795,000	2,789,800	2,407,400	382,400
総会費	1,600,000	1,516,790	1,530,967	△14,177
会議費	3,122,000	1,366,900	1,365,640	1,260
地域協議会費	2,450,000	2,603,410	1,188,578	1,414,832
記念事業費	0	0	3,486,155	△3,486,155
賃借料	1,000,000	956,670	938,050	18,620
旅費交通費	400,000	189,010	252,680	△63,670
印刷製本費	800,000	861,999	702,399	159,600
通信運搬費	1,200,000	645,729	563,516	82,213
涉外費	500,000	327,062	293,640	33,422
水道光熱費	600,000	704,676	620,607	84,069
支払利息	0	0	50,165	△50,165
修繕費	300,000	35,200	9,900	25,300
減価償却費	0	1,225,979	1,175,083	50,896
事務局費	3,300,000	3,012,620	3,034,564	△21,944
(予備費より充当)	66,000			
消耗品費	100,000	0	0	0
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
(事務局費、什器備品に充当)	△1,144,000			
経常費用計	91,772,000	80,458,116	81,466,525	△1,008,409
当期経常増減額	△9,966,000	2,109,509	2,650,156	△540,647
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△9,966,000	2,109,509	2,650,156	△540,647
一般正味財産期首残高	93,555,376	93,555,376	90,905,220	2,650,156
一般正味財産期末残高	83,589,376	95,664,885	93,555,376	2,109,509
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	83,589,376	95,664,885	93,555,376	2,109,509

正味財産増減計算書内訳表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	一般会計	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	36,518,000	0	36,518,000	
入会金	710,000	0	710,000	(注1)
会員会費	35,808,000	0	35,808,000	(注2)
事業収益	21,969,796	2,566,657	24,536,453	
年金事務所受託収入	21,870,469	0	21,870,469	(注3)
街角の年金相談センター松山(オフィス)受託収入	0	2,566,657	2,566,657	
試験事務受託収入	99,327	0	99,327	(注4)
受取負担金	2,350,886	0	2,350,886	
研修事業負担金	668,680	0	668,680	(注5)
諸物頒布斡旋収入	401,526	0	401,526	
東予支部事業負担金	496,000	0	496,000	(注6)
中予支部事業負担金	210,000	0	210,000	(注6)
南予支部事業負担金	494,680	0	494,680	(注6)
労働紛争解決センター関係費	80,000	0	80,000	
受取交付金	18,826,234	0	18,826,234	
連合会等交付金等収入	3,132,435	0	3,132,435	(注7)
各種団体交付金等収入	15,693,799	0	15,693,799	(注8)
雑収益	336,052	0	336,052	
受取利息	11,532	0	11,532	
雑収入	324,520	0	324,520	(注9)
経常収益計	80,000,968	2,566,657	82,567,625	
(2) 経常費用			0	
1. 連合会支出	7,576,000	0	7,576,000	(注10)
2. 人件費支出	20,607,830	1,912,092	22,519,922	(注11)
給料手当	17,153,501	1,312,092	18,465,593	
法定福利費	3,106,329	0	3,106,329	
中退共掛金	348,000	0	348,000	
謝金	0	600,000	600,000	
3. 事業費支出	49,707,629	654,565	50,362,194	
研修費	2,883,644	166,670	3,050,314	(注12)
広報宣伝費	1,949,643	34,760	1,984,403	(注13)
総合労働相談事業費	1,498,794	0	1,498,794	
労働紛争解決センター費	541,210	0	541,210	(注14)
会報発行費	981,096	0	981,096	(注15)

科 目	一般会計	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
諸物頒布斡旋費	191,960	0	191,960	
行政等連絡費	64,760	0	64,760	(注16)
行政協力等費	21,694,653	0	21,694,653	(注17)
会則等整備費	80,850	0	80,850	
会員厚生費	455,780	0	455,780	(注18)
名簿発行費	217,800	0	217,800	
表彰費	36,600	0	36,600	
東予支部費	1,218,669	0	1,218,669	(注19)
中予支部費	1,219,639	0	1,219,639	(注19)
南予支部費	889,821	0	889,821	(注19)
租税公課	2,789,800	0	2,789,800	(注20)
総会費	1,516,790	0	1,516,790	
会議費	1,366,900	0	1,366,900	(注21)
地域協議会費	2,603,410	0	2,603,410	(注22)
賃借料	792,316	164,354	956,670	(注23)
旅費交通費	189,010	0	189,010	
印刷製本費	861,999	0	861,999	(注24)
通信運搬費	585,491	60,238	645,729	(注25)
涉外費	327,062	0	327,062	(注26)
水道光熱費	493,273	211,403	704,676	
修繕費	35,200	0	35,200	
減価償却費	1,225,979	0	1,225,979	(注27)
事務局費	2,995,480	17,140	3,012,620	(注28)
経常費用計	77,891,459	2,566,657	80,458,116	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,109,509	0	2,109,509	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	2,109,509	0	2,109,509	
2. 経常外増減の部			0	
(1) 経常外収益			0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用			0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	2,109,509	0	2,109,509	
一般正味財産期首残高	93,555,376	0	93,555,376	
一般正味財産期末残高	95,664,885	0	95,664,885	
II 指定正味財産増減の部			0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	95,664,885	0	95,664,885	

令和7年度事業計画

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

令和7年は、人手不足を背景に人材確保の動きが激しさを増し、昨年に引き続き大手企業を中心に新入社員や若手社員の賃金が大幅に引き上げられるとの報道が多い中、地元中小企業では同様の対応は困難であり、人材の確保及び定着は、これら中小事業者の喫緊の課題である。

このような時代こそ、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）が労働問題の専門家として地域に貢献していく必要があり、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においても、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）の活動に協調し、連携を一層深めて社会情勢の変化に柔軟かつ積極的に対応していく。特に、令和7年度は厚生労働省の委託事業である「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）」を連合会が受託したことから、愛媛会としても側面的な支援に努めて円滑な事業の推進に寄与するとともに、令和7年3月4日に国立大学法人愛媛大学と締結した連携協力協定に基づく事業の具体化に向けて検討を進め、協定の実効性を高めていく。

また、社労士の地位向上と業域拡大を図るため、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）と一層の連携を図ることとする。

更に、依然として社労士の不適切な情報発信、雇用関係助成金の不正受給への関与等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、コンプライアンスが重要視される現代社会において、今まで以上に社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われる環境となっていることから、引き続き職業倫理と品位保持に取り組み、信頼向上に努める。

以上のことを踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行うとともに、会報が会員の「集いの広場」となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、より多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社会保険労務士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載していく。また会員専用ページには研修の案内や行政機関からの連絡事項などを掲載しデジタル化を推進していく。
- (3) 会則等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても、収入支出及び事業活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な財務管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。さらに、社労士の電子化・個人情報保護等の取組支援をする。

(2) 社会貢献に関する事業

社会保険労務士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業について、本年度は8校を目標に実施する。

また、日本年金機構や街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催に力を入れ、年金制度の普及促進に貢献する人材の育成を推進する。

さらに、地域の更なる活性化と持続可能な社会の実現を目的として愛媛大学と締結した連携協力に関する協定を具体的に事業化するための検討を行うとともに、引き続き海岸清掃ボランティア活動を行う。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

各種相談窓口への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき内容を検討した上で会員に有益となるような研修を企画、運営をしていく。コロナ禍以降、研修はハイブリッドで開催してきたが、今年度も継続して会場受講と併せてリアルタイムでの配信を行いオンラインでも受講できるようにすることで、会員が個々の状況にあわせて受講できるようにして受講者数を増やし、更に受講した会員の満足度も高められるように努めていく。

(1) 必須研修について

時流に乗った内容の研修を年2回以上実施し、会員の知識の向上や専門的知識の習得を図る。研修の講師は県内外から広く選定し、研修の内容も会員からのアンケート等を実施して希望や意見を把握した上で委員会の中で検討していく。

(2) 倫理研修について

社会保険労務士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理の徹底のために、会員が5年に1回受講しなくてはいけない研修であることを周知し、該当する会員への受講を促進していく。

(3) 実務研修について

社会保険労務士の業務に関連する法改正等があった際に、実務に役立つ内容の研修をタイムリーに実施する。

(4) 新規入会者及び開業準備研修について

新規入会者及び新規開業者等を対象とし、社労士として必要な基礎知識や職業倫理の遵守、連合会や単会の組織及び事業内容、政治連盟の意義等に関する研修を年1回実施する。その中で、会務への積極的な参加を促し、これから愛媛会の運営を担える人材の育成に努めるとともに、研修委員や講師の会員等との親睦を図れる機会となるよう企画していく。

(5) メンタリング制度の実施について

新入会員者等の資質や実務能力の向上を図るためにメンタリング制度を実施していく。また、該当の会員に広くメンタリング制度を有効に活用してもらえるよう制度の周知を図っていく。

(6) その他

研修実施後、Webでの簡単なアンケートを実施して受講者の満足度や感想等を集計し、その結果を研修委員会で共有し次の研修に生かしていくとともに、会員には年度ごとに結果を集計し、フィードバックしていく。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。
- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。
- ④ 近年増加傾向にある業務侵害案件に対して、是正措置を行う等厳正かつ適切に対処する。
- ⑤ 税理士会との協議会を開催し、お互いの情報交換並びに業務侵害案件が発生した際には相互協力して対応していく事とする。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。
- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、メディア広報、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。
- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。
- ⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。
- ⑦ フェイスブック等のSNSを継続して利用し、広く多くの人に向けての広報活動を行う。
- ⑧ 海岸清掃事業を事業委員会と共に実行する。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組として、実務に即した研修会を企画し、年2回以上開催する。
- ② 研修会に併せて意見交換会の実施を会員及び関係行政機関に対し、参加を積極的に声掛けし、情報交流及び連携強化に努めていく。
- ③ 支部幹事会を年6回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。
- ④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。
忘年会と懇親旅行を1年おきに実施する案を基本としてきたが、その時々の情勢に合わせた企画・運営を行っていく。

(2) 中予支部

- ① 会員間のコミュニケーションを密にできるよう休憩時間を多く取る等研修の実施方法を模索し、時流に

添った実務に有益な内容の研修を行い、支部会員の資質の向上を図る。

- ・支部研修会を一年度中に2回以上開催し、最新の法改正等など実務的で社会保険労務士として必要な知識やスキルを身に付けられるような内容及び講師の選定を行う。事業主向けの内容ではなく、より専門的なものとなるように掘り下げが出来るよう事前質問などを活性化していく。

- ・研修会の開催に併せて関係行政機関との意見交換会等を開催することにより、行政の担当者等との意思疎通の円滑化に努め、友好的な協力関係を築けるよう努める。

- (2) 厚生事業等を通じて支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と关心及び参加意識の高揚を図る。

- ・新規入会会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテランから新入会員までが参加しやすく、経験、年代を超えた円滑な親交が図れるような厚生事業を企画する。

- ・支部幹事を中心に、厚生事業及び関係行政機関等との意見交換会への積極的な参加を会員に声掛けし、より多くの会員の相互交流を支援する。

- (3) 支部研修会の内容の選定、企画、運営及び行政等への講師派遣の依頼を役員各人が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材の育成を図る。

また、懇親会等のサポート会員を募り、支部役員候補の育成を行う。

(3) 南予支部

支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うとともに、会員間の親睦を図り組織的な活動をしていく。具体的な目標は次の通り。

- ① 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て実施する。

- ② 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営を図る。

- ③ 会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。

- ④ 優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

- (1) 相談員個々の相談対応の質の維持向上のために、研修会等を実施し、労働問題で苦慮する多くの人に有益な助言、情報提供を行うよう努める。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互に連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決に寄与する。

- (2) 「総合労働相談所 相談員の手引き」の見直しを検討する。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1) 総合労働相談所を経由したあっせん申立て、個々の労働者からの相談を受ける他の機関への周知等の広報活動を通じ、あっせん申立て件数の増加を目指す。

- (2) あっせん委員候補者研修及び必要に応じて総合労働相談所との合同研修会を通じ、あっせん委員の知識、技能の向上を図る。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。

- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、愛媛県及び市町等が実施する各種事業に協力する。

- (3) 各種相談窓口への相談員派遣等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。

- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。

- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。

- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。

- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。

- (8) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。

- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。

- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。

- (4) 事務局組織を引き続き整備する。

- ① 事務局の業務分掌等を常に検討し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。

- ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。

- ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。

- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和7年度収入支出予算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

科 目	一般会計	街角の年金相談センター(オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	36,414,000	0	36,414,000
入会金	750,000	0	750,000
会員会費	35,664,000	0	35,664,000
事業収入	22,814,000	2,400,000	25,214,000
年金事務所受託収入	22,714,000	0	22,714,000
街角の年金相談センター(オフィス)受託収入	0	2,400,000	2,400,000
試験事務受託収入	100,000	0	100,000
負担金収入	3,100,000	0	3,100,000
研修事業負担金	830,000	0	830,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	700,000
東予支部事業負担金	535,000	0	535,000
中予支部事業負担金	640,000	0	640,000
南予支部事業負担金	395,000	0	395,000
交付金収入	16,558,000	0	16,558,000
連合会等交付金等収入	1,610,000	0	1,610,000
各種団体交付金等収入	14,948,000	0	14,948,000
雑収入	275,000	0	275,000
受取利息	5,000	0	5,000
雑収入	270,000	0	270,000
事業活動収入計	79,161,000	2,400,000	81,561,000
2. 事業活動支出			
連合会支出	7,505,000	0	7,505,000
人件費支出	22,116,000	600,000	22,716,000
給料手当	18,535,000	0	18,535,000
法定福利費	3,149,000	0	3,149,000
中退共済金	432,000	0	432,000
謝金	0	600,000	600,000
事業費支出	57,616,000	1,800,000	59,416,000
研修費	4,610,000	500,000	5,110,000
広報宣伝費	2,262,000	350,000	2,612,000
総合労働相談事業費	2,000,000	0	2,000,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	1,380,000
労働条件審査費	50,000	0	50,000
成年後見制度事業費	50,000	0	50,000
会報発行費	1,000,000	0	1,000,000
諸物頒布斡旋費	500,000	0	500,000
行政等連絡費	200,000	0	200,000
行政協力等費	22,715,000	0	22,715,000

科 目	一般会計	街角の年金相談センター(オフィス)	合 計
会則等整備費	200,000	0	200,000
会員厚生費	400,000	0	400,000
名簿発行費	350,000	0	350,000
表彰費	100,000	0	100,000
東予支部費	1,650,000	0	1,650,000
中予支部費	2,208,000	0	2,208,000
南予支部費	795,000	0	795,000
租税公課	2,564,000	0	2,564,000
総会費	1,600,000	0	1,600,000
会議費	2,982,000	250,000	3,232,000
地域協議会費	2,000,000	0	2,000,000
賃借料	1,000,000	0	1,000,000
旅費交通費	300,000	100,000	400,000
印刷製本費	800,000	0	800,000
通信運搬費	1,000,000	200,000	1,200,000
涉外費	500,000	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	600,000
修繕費	300,000	0	300,000
事務局費	3,500,000	300,000	3,800,000
消耗品費	0	100,000	100,000
予備費	2,500,000	0	2,500,000
事業活動支出計	89,737,000	2,400,000	92,137,000
事業活動収支差額	△ 10,576,000	0	△ 10,576,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	2,500,000	0	2,500,000
会館維持積立金	2,000,000	0	2,000,000
記念事業積立金	500,000	0	500,000
固定資産取得支出	700,000	0	700,000
什器備品	700,000	0	700,000
投資活動支出計	3,200,000	0	3,200,000
投資活動収支差額	△ 3,200,000	0	△ 3,200,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 13,776,000	0	△ 13,776,000
前期繰越収支差額	22,209,706	0	22,209,706
次期繰越収支差額	8,433,706	0	8,433,706

令和7年度収入支出予算

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	36,414,000	36,654,000	△ 240,000	
入会金	750,000	750,000	0	(注1)
会員会費	35,664,000	35,904,000	△ 240,000	(注2)
事業収入	22,814,000	21,914,000	900,000	
年金事務所受託収入	22,714,000	21,814,000	900,000	(注3)
試験事務受託収入	100,000	100,000	0	(注4)
負担金収入	3,100,000	3,040,000	60,000	
研修事業負担金	830,000	830,000	0	(注5)
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	535,000	510,000	25,000	(注6)
中予支部事業負担金	640,000	605,000	35,000	(注6)
南予支部事業負担金	395,000	395,000	0	(注6)
交付金収入	16,558,000	17,523,000	△ 965,000	
連合会等交付金等収入	1,610,000	1,975,000	△ 365,000	(注7)
各種団体交付金等収入	14,948,000	15,548,000	△ 600,000	(注8)
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0	(注9)
事業活動収入計	79,161,000	79,406,000	△ 245,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	7,505,000	7,554,000	△ 49,000	(注10)
人件費支出	22,116,000	23,629,000	△ 1,513,000	(注11)
給料手当	18,535,000	20,012,000	△ 1,477,000	
法定福利費	3,149,000	3,185,000	△ 36,000	
中退共掛金	432,000	432,000	0	
事業費支出	57,616,000	56,767,000	849,000	
研修費	4,610,000	4,610,000	0	(注12)
広報宣伝費	2,262,000	2,400,000	△ 138,000	(注13)
総合労働相談事業費	2,000,000	2,000,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	50,000	100,000	△ 50,000	
成年後見制度事業費	50,000	0	50,000	
会報発行費	1,000,000	1,000,000	0	(注14)
諸物頒布斡旋費	500,000	500,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0	(注15)
行政協力等費	22,715,000	21,815,000	900,000	(注16)
会則等整備費	200,000	200,000	0	
会員厚生費	400,000	500,000	△ 100,000	(注17)
名簿発行費	350,000	300,000	50,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
表彰費	100,000	100,000	0	
東予支部費	1,650,000	1,650,000	0	(注18)
中予支部費	2,208,000	2,000,000	208,000	(注18)
南予支部費	795,000	795,000	0	(注18)
租税公課	2,564,000	2,795,000	△ 231,000	(注19)
総会費	1,600,000	1,600,000	0	
会議費	2,982,000	2,872,000	110,000	(注20)
地域協議会費	2,000,000	2,450,000	△ 450,000	(注21)
賃借料	1,000,000	1,000,000	0	(注22)
旅費交通費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0	(注23)
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0	(注24)
涉外費	500,000	500,000	0	(注25)
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	300,000	300,000	0	(注26)
事務局費	3,500,000	3,000,000	434,000	(注27)
予備費	0	66,000		
	0	2,500,000	△ 1,356,000	(注28)
	0	△ 1,144,000		
事業活動支出計	87,237,000	89,372,000	△ 2,135,000	
事業活動収支差額	△ 8,076,000	△ 9,966,000	1,890,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,500,000	2,800,000	△ 300,000	
会館維持積立金	2,000,000	2,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	800,000	△ 300,000	
固定資産取得支出	700,000	1,928,000	△ 1,228,000	
什器備品	700,000	850,000	△ 1,228,000	
	700,000	1,078,000		
投資活動支出計	3,200,000	4,728,000	△ 1,528,000	
投資活動収支差額	△ 3,200,000	△ 4,728,000	1,528,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
予備費	2,500,000	0	2,500,000	
	2,500,000	△ 13,776,000	△ 14,694,000	918,000
当期収支差額	22,209,706	22,928,449	△ 718,743	
前期繰越収支差額	8,433,706	8,234,449	199,257	
次期繰越収支差額	8,433,706	8,234,449	199,257	

理事会だより

[理事会]

※令和7年5月19日(月)県会事務局会議室において、第280回理事会を開催した。

議題

- 1 令和7年度通常総会の開催について
- 2 令和7年度通常総会の議案書について
- 3 令和7年度通常総会の役割分担について
- 4 各委員会・支部報告等
- 5 その他

※令和7年6月18日(火)ANAクラウンプラザホテルにおいて、第281回理事会を開催した。

議題

- 1 副会長及び常任理事の選任等について
- 2 常務委員会委員・支部幹事等の選任について
- 3 社労士会館の開・閉館時刻（電話対応を含む）の変更について
- 4 その他
 - (1) 次回理事会の日程について

※令和7年7月8日(火)県会事務局会議室において、第282回理事会を開催した。

議題

- 1 常務委員会等の選任について
- 2 退会した会員の未納会費の取扱いについて
- 3 各委員会・支部報告等
- 4 その他
 - (1) 今後の予定について

[総務委員会]

※令和7年4月11日(金)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認について
- 2 令和7年4月号会報編集について
- 3 令和7年7月号会報準備について
- 4 会則変更について
- 5 その他

[財務委員会]

※令和7年5月16日(金)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和6年度決算について
- 2 令和7年度予算（案）について
- 3 その他

支部だより

[東予支部]

※令和7年4月23日(木)東予支部役員会を開催した。

場所

西条市立図書館

内容

- 1 令和7年度社会保険関係研修会について（新居浜・今治）
- 2 令和7年度東予支部厚生事業について
- 3 令和7年度支部会スケジュールについて
- 4 その他

※令和7年5月23日(金)令和7年度東予支部（新居浜年金事務所管内）社会保険関係研修会を開催した。

場所

レイグラツツエふじ

内容

- 1 令和7年度の年金制度改正について
- 2 社会保険手続の注意事項（報酬関係、出産・育児関係）
- 3 65歳超雇用推進助成金について

※令和7年5月30日(金)令和7年度東予支部（今治年金事務所

管内）社会保険関係研修会を開催した。

場所 和風レストラン笹

内容

- 1 妊娠～出産～育児～復職にかかる社会保険関係手続の流れについて

[中予支部]

※令和7年4月14日(月)中予支部役員会を開催した。

場所

個室居酒屋 媛花

内容

- 1 令和7年度第1回中予支部研修会について
- 2 その他

※令和7年5月22日(木)令和7年度第1回中予支部研修会を開催した。

場所

ホテルマイステイズ松山

内容

- 1 令和7年度 愛媛労働局行政運営方針等について
- 2 「マイナ保険証」について
- 3 雇用保険制度の改正点について
- 4 愛媛デジタル情報人材育成プログラムについて
- 5 雇用関係助成金・不正受給について
- 6 採用難の根源理由の把握と応募を増やし、定着率を改善する方法

※令和7年7月9日(木)中予支部役員会を開催した。

場所

県会事務局会議室

内容

- 1 支部運営方針について
- 2 役割分担について
- 3 研修事業について
- 4 厚生事業について
- 5 会員アンケートについて
- 6 県会委員会報告

[南予支部]

※令和7年6月3日(火)社会保険等研修会を開催した。

場所

宇和島市 パフィオうわじま

内容

- 1 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部より
- 2 宇和島年金事務所より

※令和7年7月15日(火)南予支部役員会を開催した。

場所

西予市 まなびあん

内容

- 1 令和7年度事業について
- 2 宇和島年金事務所との連絡会議について
- 3 労働関係研修会について
- 4 厚生事業について
- 5 その他

中国・四国地域協議会の動き

※令和7年5月8日(木)

中国・四国地域協議会事務局長会議（Zoom）

令和7年度 第1回中予支部研修会に出席して

中予支部 松 本

浩

5月22日にホテルマイステイズ松山で開催された第1回中予支部研修会に出席をしました。13:30から約3時間の研修会で武田支部長の挨拶の後、下記内容の研修でした。

(1) 愛媛労働局による今年度行政運営方針について

人口減少に伴う人手不足対策が新たな重点方針に追加され、人材確保支援について、最近問題となっている雇用仲介業者への対応等についての話がありました。

(2) 全国健康保険協会愛媛支部企画総務グループによる「マイナ保険証」について

なかなかマイナ保険証への切り替えが進んでいない現状（利用率は3割弱と言われています）で今年の12月1日には現行の健康保険証が利用不可となります。現行の保険証を持っていて今年の4月30日時点でマイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の紐付けをしていない人については7月から10月にかけて「資格確認書」が自動で発送されるとのことです。

(3) 松山公共職業安定所雇用保険適用課による雇用保険制度の改正について

育児休業給付金（出生後休業支援金）・育児時短就業給付金の創設について、離職票のマイナ連携について、4月以降に教育訓練等を受ける場合の基本手当給付制限解除についての説明がありました。

(4) 愛媛大学大学院理工学研究科による愛媛デジタル情報人材育成プログラムについて

愛媛県と愛媛大学のデジタル人材育成のための連携協定による「社会人のリスキリング講座」の紹介がありました。

(5) 愛媛労働局助成金センターによる雇用関係助成金、不正受給について

キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、特定求職者雇用開発助成金の改正点、不正受給に対する注意の話がありました。

(6) 日本中小企業経営者協会による「採用難の根源理由の把握と応募を増やし、定着率を改善する方法」

内容があり過ぎてひと言では語れませんが、今採用がなぜ難しいのか、直接採用と間接採用についての説明、求人媒体や人材紹介が抱える問題点、直接採用で選ばれる会社になるためにはどうすればいいか等の興味深い話を聞くことができました。

研修内で総じて、「人手不足、労働力の確保」が根底にある話が多く、私の顧問先でも採用と定着に課題を持っているところも多いので非常に勉強になりました。今回研修会の講師を努めていただいたみなさま、お忙しい中ご準備をしていただいた先生方、事務局のみなさまありがとうございました。

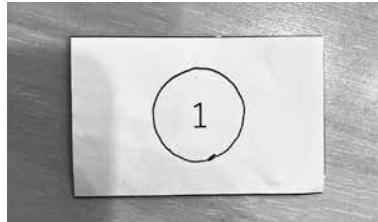


社会保険関係等研修会に参加して

東予支部 片 上 晋 吾

令和7年5月30日に和風レストラン笹にて今治年金事務所管内の社会保険関係等研修会が開催されました。

会場に到着し、会費を支払い、意見交換会での席順を決めるためのくじ引き。「1が大当たり」と言われながら引くと、そこには大きな丸で囲まれた1が…その結果が今書いているこの原稿です。どのくらいの先生が読んでくれているかわかりませんが、4月にも書いたばかりなのに、運が悪いのか、引きがいいのか…



そんなことはさておき、今回の研修は、今治年金事務所 中屋所長、厚生年金適用調査課 北村課長による令和7年度算定基礎届の作成要領と注意点、妊娠～出産～育児～復職にかかる社会保険関係手続きの流れ等、JEED 玉井様による65歳超雇用推進助成金についてでした。

会報が出るころには算定基礎届の届出は終わり、年度更新も終わって少し落ち着いて業務に取り組めているのではないでしょうか。算定基礎届は今年度も内容に大きな変更点はないものの、1年に1回なので忘れがちになっていることを再度確認するのに、研修はいい機会です。

現在の年金事務所のテーマの1つにオンライン化の推進があり、「オンライン事業所年金情報サービス」についての話がありました。その中で保険料増減内訳書は、たまに事業所から「先月より保険料が高いのはなぜ?」という問い合わせがあるので、毎月の社会保険料額の増減の要因が確認できるのは便利かなと感じました。このサービスを利用できるのは事業所のみで、社労士はほとんどのサービスを利用できないのが残念です。

研修の後は今治年金事務所の方々を交えての意見交換会があり、写真は意見交換会の一場面です。私の不手際により先生方が熱心に勉強されている研修中の写真を撮り忘れてしまい申し訳ありません!

情報サービスについては、意見交換会でも年金事務所の方々が熱くお話ししていました。他県に比べて低い愛媛県の電子化、オンライン化についても年金事務所からの発信だけでは周知が難しく、社労士の協力が必要という話もされていました。

北村課長はこの4月に今治に移ってこられて、今治でおいしいラーメン屋や食事ができるお店を探しているとのことで、いい情報があればよろしくお願ひします。

意見交換会では、研修だけではなかなかわからない様々な意見、情報を交換でき、楽しい時間を過ごせました。忙しい時間を割いて参加してくださった今治年金事務所の方々、研修の開催にご尽力いただいた先生方ありがとうございました。



帝京第五高等学校出前授業に参加して

南予支部 古 田 真 美

6月20日、大洲市の私立帝京第五高等学校にて社会保険に関する授業をさせていただきました。

午後の1時30分から50分間のお時間をいただき生徒さんにお話をさせていただきました。まだ、社会に出る前の生徒さんなので、簡単に分かりやすく、また社会に出た時に少しでも思い出していただけるように気を付けました。最初に「社労士」という言葉を知っていますか、と質問したところ、教員の方1名のみ手が挙がりました。やはり認知度は大人の方々にも低いものだと実感しました。

会社員になって給与明細をもらっても、振込の金額しか見ない人が多いと聞きますので、パワーポイントのタイトルは

「支給額と手取りの間でお金は何に消えているのか」としました

- ①デモの給与明細をパワーポイントで説明…主に健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
- ②支払った保険料はもったいないのか？一般的な生命保険の掛金と比べた時
- ③社会保険労務士の仕事はどのようなもの・社労士になるためには

等のお話をさせていただきました。

20万円の給与を仮定して、各保険制度と、その保険がどのような時に対象となるのか、を簡単に説明しました。私の母の心臓手術の例を出し、高額医療についてありがたさをお話ししました。

今日の授業の中で、学生納付特例については念押しして説明しました。ほとんどの生徒さんが専門学校や大学に進まれる中で、ついうっかり忘れないように、はがきを出すだけですから、ほっておかないようにとのお願いです。

配布していただいた「働くときの基礎知識」は、社会で出会う場面ごとにまとまっていて、今後就職する時まで大事にして、読み返して欲しいと思いました。

私自身もこの機会に日本の社会保険制度を整理しながら、不安定な社会情勢の中で生活している多くの国の人々に思いを馳せ、いろいろ不満を言いつつも、守られながら生活できていることに改めて感謝しました。これから先も安心した生活を送れるように社会保険制度がしっかりと続していく事を願ってやみません。またその一端をお手伝いしていこうと思いました。

今回の出前授業のため、お時間を割いていただいた帝京第五高等学校の教員の皆様、生徒の皆様、計画、準備、当日の運営のためにご尽力いただいた皆様ありがとうございました。



新 入 会 員 紹 介



【氏名】川上恭平
【支部】中予
【年齢】34歳
【開業／勤務／その他】
 その他



【氏名】平井千恵子
【支部】中予
【開業／勤務／その他】
 開業

① 社会保険労務士となった動機

初めて労務担当者になった際、社労士の存在を知りました。この資格勉強することで、正確に事務処理ができると思ったことがきっかけです。

② 自己紹介

介護福祉士として社会福祉施設で10年程勤務していました。現在は事務方として労務管理や行政手続き等を担当しています。

③ 今後の抱負

これまで社会福祉施設一筋で働いてきましたので、この経験を生かした多角的な支援を目指します。

④ 会への意見・要望

入会・登録の際は大変お世話になりました。研修などを通じて様々な経験を積めたらと思います。今後ともよろしくお願いします。

① 社会保険労務士となった動機

女性の活躍促進や働き方改革の仕事を経験してきたことから、今後も労使ともに満足できる、働きやすい職場環境の実現を支援するため、これまでの経験や知識を生かせる仕事をしたいと思い、社会保険労務士になることを決めました。

② 自己紹介

労働省・厚生労働省に39年間勤務して、本年3月末で退職しました。行政経験としては長くても、労働行政分野だったため、社会保険関係はほとんど経験がなく、自信がありません。先輩の先生方から、実務面などいろいろ教わりたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

③ 今後の抱負

吉永小百合さんの座右の銘の「一生生徒」という言葉が好きで、今後も興味のある分野の学びを続けていきたいです。また、法律や制度は毎年改正があるので、catch-upを怠らないようにしたいです。

④ 会への意見・要望

入会・登録の際には、大変お世話になりました。今後もなにかとお世話になるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。



【氏名】小野尚生
【支部】東予
【年齢】53歳
【開業／勤務／その他】
 勤務

① 社会保険労務士となった動機

数年前に個別労働紛争に関することがあり、その時の仲介された先生方が素晴らしい対応をされていたこと。

② 自己紹介

今年4月の転勤で電車通勤となりました。それまで通勤に使ってたバイクにほとんど乗らなくなりました。電車通勤はそれなりに楽しんでいますが、バイクで出かけて、おいしいラーメンを食べに行こうと思っています。

よろしくお願ひします。

③ 今後の抱負

微力ではありますが、今まで得た経験やこれから習得できる体験を使ってよりよい職場づくりのお手伝いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

社会保険労務士 賠償責任保険制度



団体契約者:全国社会保険労務士会連合会

保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店:

有限会社エス・アール・サービス

TEL 03-6225-4873

<https://www.sr-service.jp/>

保険加入はWEBから行えます▶



社労士 賠責保険 エスアールサービス

検索

全国社会保険労務士会連合会団体契約 社会保険労務士賠償責任保険制度のお知らせ

**社労士登録の変更手続きを行った皆様、
保険契約内容の変更のお手続きは
お済みですか？**

保険期間中にご加入内容の変更(またはその予定)がある場合、
ご自身で所定のお手続きが必要となります！

保険の補償に影響するため、お早めにご連絡ください。

登録区分の 変更

- 開業⇨勤務
- 法人化
- 登録抹消 等

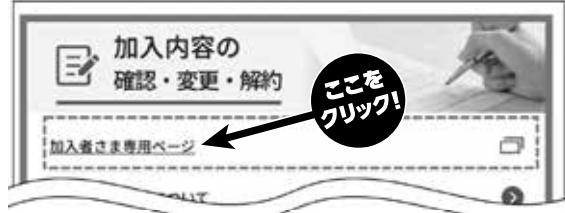
加入者さま 情報の変更

- 住所・電話番号
- 事務所名
- 氏名(改姓等) 等

加入内容の
変更
ご照会
お問い合わせ先

取扱代理店：有限会社エス・アール・サービス
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社労士会館
TEL 03-6225-4873
<https://www.sr-service.jp>

**加入者さま専用ページ*から
最新の加入内容が確認できます。**



上記取扱代理店HP→【加入内容の確認・変更・解約】→
【加入者さま専用ページ】からアクセスください！

*東京海上日動火災保険株社労士賠償責任保険加入者さま専用HP

社労士 賠償保険 エスアールサービス

検索

(幹事引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

全国社会保険労務士会連合会 社労士研修システム講座開講のお知らせ 社会保険労務士賠償責任保険制度 事例から学ぶ事故防止策

どんなに気を付けていても、業務の遂行にはリスクが伴います。実際、保険会社には年間約300件の保険事故報告が寄せられ、毎年1億円をこえる保険金支払が続いている。

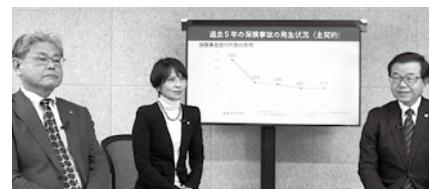
本動画では、保険事故に関するデータや想定事例をもとに、**事故防止のポイント**を**社労士が解説**、併せて、急激に高まるサイバー攻撃の脅威に備え、**サイバーセキュリティに関する想定事例**を紹介しています。

保険事故は絶対に起こさない、繰り返さないという意識が大切です。全ての社労士の皆様に本動画をご覧いただき、今一度、ご自身の業務を振り返る機会としていただければ幸いです。

全国社会保険労務士会連合会
社会保険労務士賠償責任保険運営委員会

動画 内容

- 社労士事務所を取り巻くリスク
- 社会保険労務士賠償責任保険の意義
- 過去5年の保険事故の発生状況
- 事故の原因別分類
- 事例から学ぶ事故防止策
 - 想定事例1. キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - 想定事例2. 両立支援等助成金
 - 想定事例3. 助成金関連業務以外
 - 想定事例4. ランサムウェア攻撃
 - 想定事例5. メールの誤送信
 - 日常の業務遂行における注意点
- 社会保険労務士賠償責任保険の補償内容について



動画はこちらから

フリーワード：事故防止 検索

こちらの二次元コードから
研修システムにアクセス
できます。



※研修システムログイン方法については「月刊社労士」巻末の
「掲示板」をご参照ください。

保険加入・保険内容の変更・
ご照会お問い合わせ先

取扱代理店：有限会社エス・アール・サービス 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社労士会館
TEL 03-6225-4873 **社労士 賠償保険 エスアールサービス** **検索**

(幹事引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

今後の行事予定

- 8/9(土) BHR推進社労士サミット（大阪）
- 8/27(水) 第1回総合労働相談所研修会（※対象者のみ）
- 9/26(金) 中国・四国地域協議会社会保険労務士フォーラム（高知）
- 10/4(土) 海岸清掃ボランティア（梅津寺海岸）
- 10/10(金) 第2回中予支部研修会（ホテルマイステイズ松山）
- 10/26(日) 無料相談会
- 10/31(金) 東予支部労働関係研修会（レーイグラツツエふじ）

会員の動き

		令和7年6月30日現在		
	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	68	146	22	236
法人の社員	10	28	3	41
勤務	12	36	3	51
その他	6	23	0	29
勤務・その他合計	18	59	3	80
合計	96	233	28	357

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	9	20	2	31
上記の内、一人法人会員	5	8	0	13

編集後記

年度更新、算定と多忙な時期が続きました。お疲れ様です。さてこの度10年がかりの社労士の第9次改正法案が可決されました。ますます社労士の業務が広がり社会への貢献が問われることとなります。会報も皆様のご協力のもとたくさん情報を発信することができ有難うございます。

愛媛社労士会の発展と会員間の団結の手段の一つになればと微力ながら会報を作っております。

今後とも皆様のご協力をいただきまして内容のあるものにしていきたいと思います。よろしくお願い致します。

(S. M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社